

6 輸 国 第 4 6 7 9 号

関税割当公表第 72 号の 2

令和 7 年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第 6 条の規定に基づき、関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 第 0401. 10 号に定義する「その他の乳製品」の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 7 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 「その他の乳製品」（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 第 0401. 10 号、第 0401. 20 号、第 0401. 40 号、第 0401. 50 号、第 0403. 20 号、第 0403. 90 号、第 0404. 90 号、第 1806. 20 号、第 1806. 90 号、第 1901. 10 号、第 1901. 20 号、第 1901. 90 号、第 2101. 12 号、第 2101. 20 号、第 2106. 10 号及び第 2106. 90 号に規定するもの）

ただし、令和 7 年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて（令和 7 年 3 月 11 日付け 6 輸国第 4156 号関税割当公表第 72 号。以下、「関税割当公表第 72 号」という。）の第 2 の 3 に基づく申請に対して割当てを行う物品は、関税率表第 19 類又は第 21 類に分類され、全重量に占める割合が水分 3 % 未満の乾燥粉末であって、乳脂肪分 25 % 以上 40 % 以下、乳固形分 50 % 以上 65 % 以下、しよ糖 50 % 未満の砂糖を加えたもので、かつ、着香料を加えたものに限る。

（参考）対象となる輸入統計品目番号（財務省告示）

0401. 10-110、0401. 20-110、0401. 40-110、0401. 50-111、0401. 50-121、

0403. 20-110、0403. 20-120、0403. 90-116、0403. 90-117、0403. 90-126、
0403. 90-127、0403. 90-136、0403. 90-137、0404. 90-111、0404. 90-117、
0404. 90-121、0404. 90-127、0404. 90-131、0404. 90-137、1806. 20-311、
1806. 90-311、1901. 10-111、1901. 10-121、1901. 20-111、1901. 20-116、
1901. 90-131、1901. 90-136、2101. 12-231、2101. 12-236、2101. 20-231、
2101. 20-236、2106. 10-120、2106. 10-130、2106. 90-111、2106. 90-112、
2106. 90-124、2106. 90-125

2 割当数量＜注＞ 133,940 トン

3 通関期限 令和 8 年 3 月 31 日

第 2 その他

関税割当申請書の提出の時期及び提出先、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、関税割当公表第 72 号によるものとする。

＜注＞ 本公表に基づく割当ては、全乳換算数量により行うものとし、全乳換算数量は、当該物品の全重量のうちに占める乳脂肪分の割合に 1 5 . 1 2 を乗じて得た数に当該物品の全重量のうちに占める無脂乳固形分の割合に 6 . 5 9 を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。

成 分	係 数
乳 脂 肪 分	1 5 . 1 2
無脂乳固形分	6 . 5 9